

寄附金についての確認事項（お申し込みの前に）

この度は、国立大学法人信州大学への寄附をご検討いただきありがとうございます。

寄附金申込書を提出いただく前に、下記の「信州大学寄附金取扱規程」抜粋と「情報公開のお願い」について、ご確認くださいようお願いします。

○国立大学法人信州大学寄附金取扱規程

（平成16年5月24日国立大学法人信州大学規程第65号）（抜粋＊）

＊規程全体は、本学ホームページ（文末のリンク参照）にてご覧いただけます。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附金 本法人における教育研究の奨励及び管理運営等の充実に資するため、寄附者から受け入れる現金、小切手、郵便為替証書をいう。

（受入れの基準）

第3条 次の各号に掲げる経費に要する資金として、寄附の申込みがあった場合は、これを寄附金として取り扱う。

- 一 学生に貸与又は給付する学資
- 二 学生に貸与又は給付する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- 三 本法人の職員の職務上の教育及び学術研究等に要する経費
- 四 前3号に掲げるもののほか、教育研究の奨励及び管理運営等の充実に要する経費

（寄附金の受入制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する条件が付されている寄附金は、受け入れることができないものとする。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附の申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- 五 寄附金を受け入れることによって著しい経費負担が伴うもの
- 六 その他学長が本法人における教育研究上又は管理運営上特に支障があると認める条件が付されていること。

（寄附者への報告）

第11条 学長は、寄附者の求めに応じ、当該寄附金によって研究した成果及び収支決算の報告をすることができるものとする。

（証明書の交付）

第12条 寄附者から当該寄附金に係る法人税法上の寄附金相当額の損金算入又は税法上の寄附金控除等の取扱いを受けるため、証明の依頼があった場合は、学長が当該証明書を交付するものとする。

○情報公開について

信州大学では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号)(情報公開法)第 5 条の規定に基づき、外部からの開示請求に応じて、寄附に関する情報を公開しております。

企業・団体からいただきました寄附金については、企業・団体名、受入部局、受入金額などの情報が外部に公開されることとなりますので、あらかじめご了承ください。なお、個人からのご寄附については、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきます。

外部への公開について、特別な事情により差し障りがある場合には、寄附申込の前に、各担当までご相談下さい。確認の上ご回答申し上げます。

参考 HP: (信州大学の情報公開のご案内)

http://www.shinshu-u.ac.jp/info/it_policy.html

信州大学寄附金 HP: (各担当窓口は下記リンク先よりご確認ください。)

<http://www.shinshu-u.ac.jp/donation/contact/index.html>

総合案内

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1

信州大学研究推進部研究支援課

TEL : 0 2 6 3 - 3 7 - 3 0 4 2

FAX : 0 2 6 3 - 3 7 - 3 0 4 9

E-mail : ken-sui@shinshu-u.ac.jp

